

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ……………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…

告示(交)

- 東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………

公告

- 特定非営利活動法人の認定……………
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…
- 都市計画の図書の縦覧(二件)……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)…

告示

東京都告示第千四百八十五号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年)

東京都条例第百八十一号(第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。)

令和三年十二月十七日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三三〇	書籍	DAISY COMI CS 淫魔G a豆腐めんたる 株式会社英和出版社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

東京都告示第千四百八十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第百八十五号及び令和元年東京都告示第百九十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月十七日

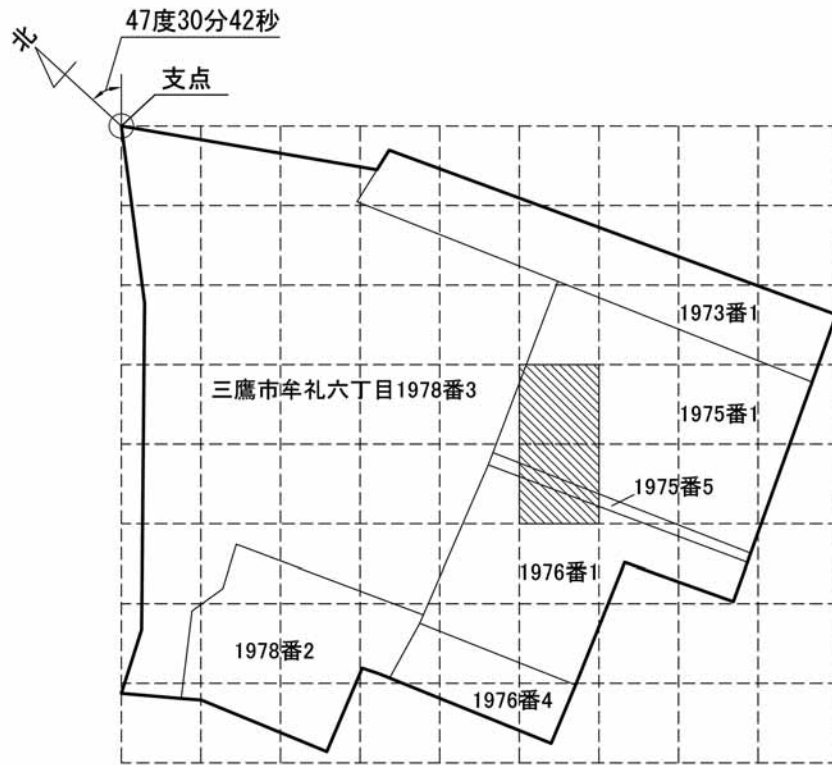
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(三鷹市牟礼六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界 (調査対象地)
- ▨ 指定を解除する区域

支点

支点は、三鷹市牟礼六丁目1978番3の最北端とする。

格子の回転角度 (47度30分42秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月十七日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 奥多摩あきる野

二 変更の区間 西多摩郡日の出町大字大久野字肝要四千九十二番二地先から同町大字大久野字岩井三千五十七番地先まで

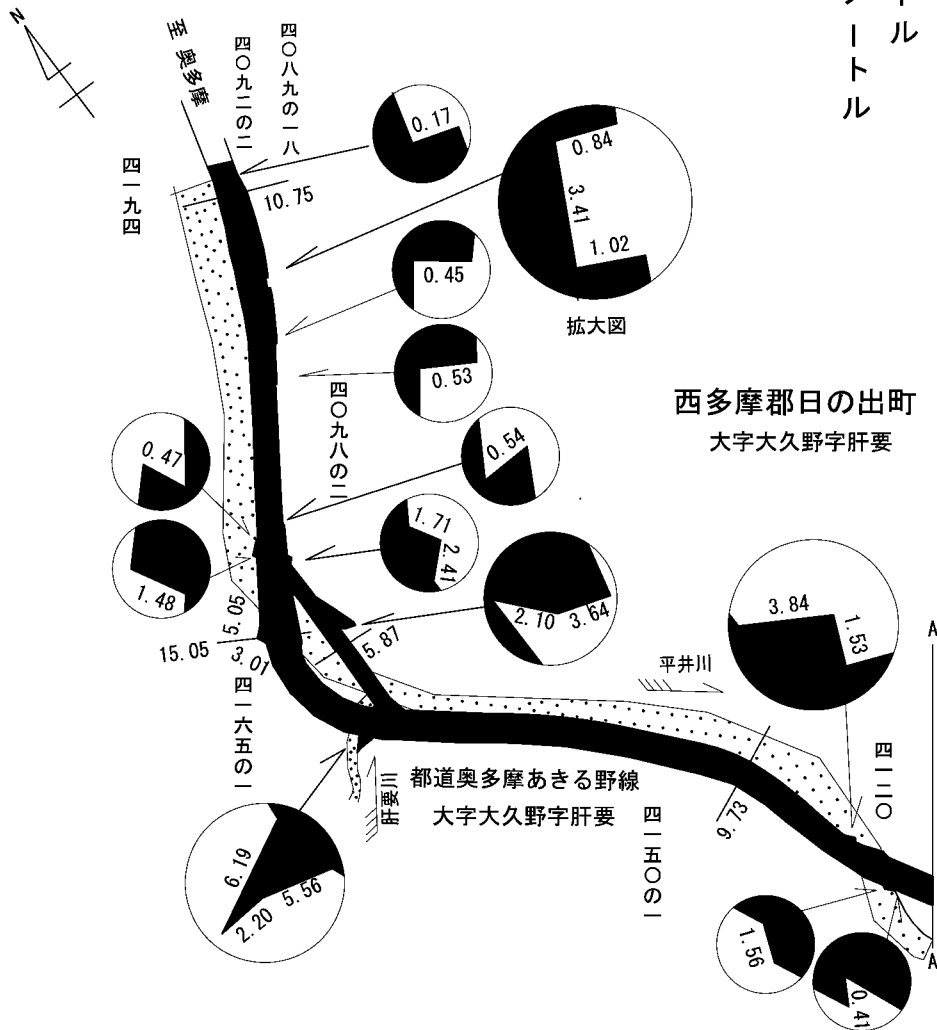
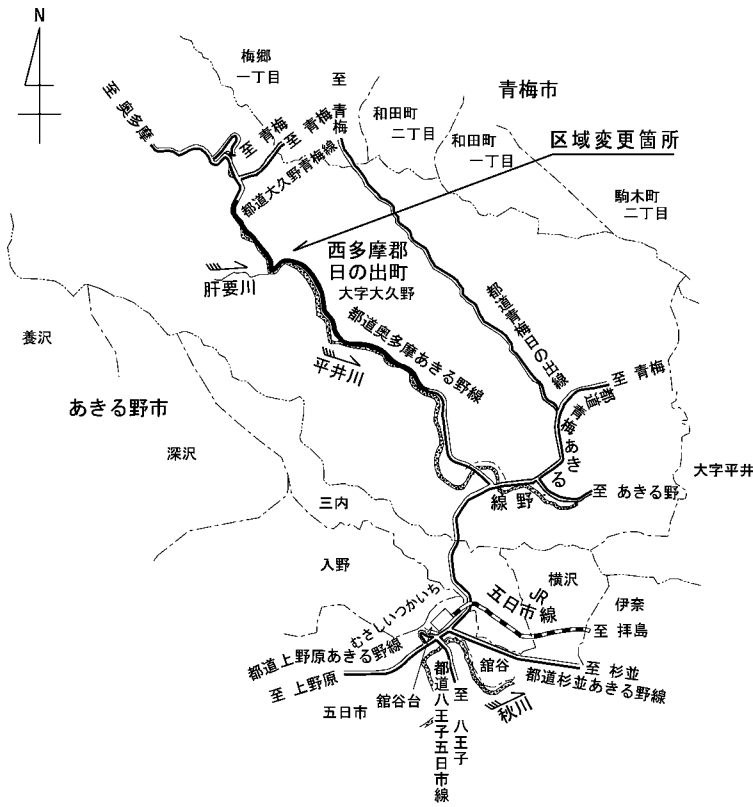
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道奥多摩あきる野線区域変更後略図
西多摩郡日の出町大字大久野地内

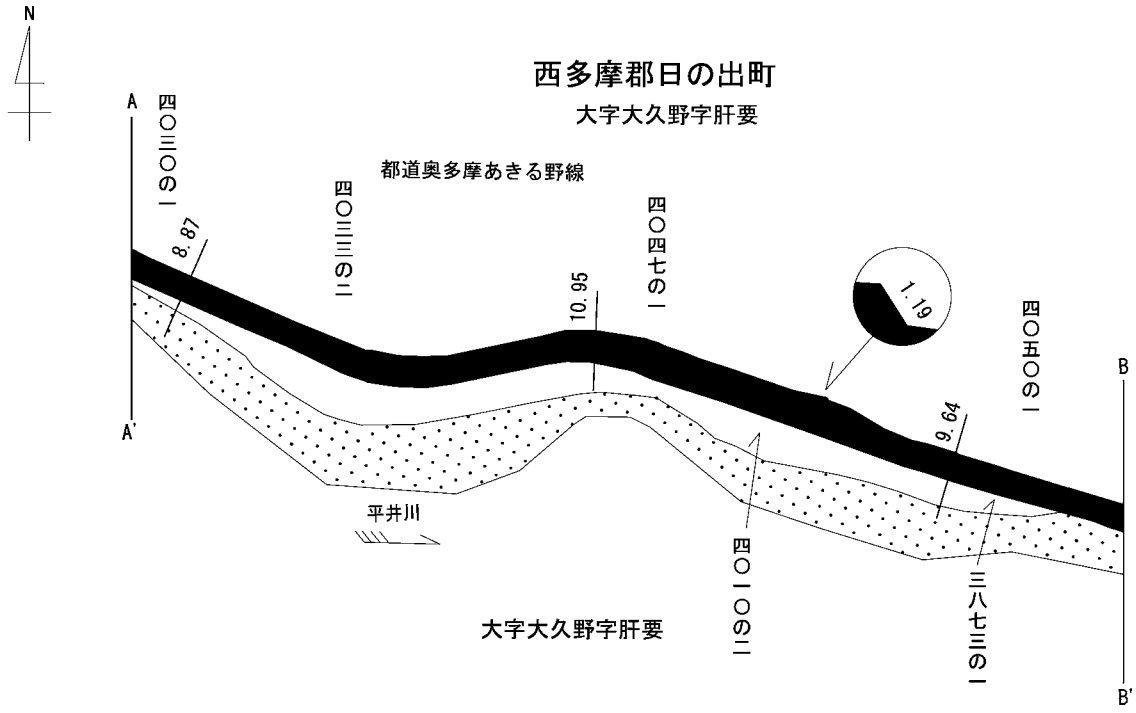
変更後区域
都道

延長 二、九五五・二七メートル
面積 二八、九〇六・二三平方メートル



西多摩郡日の出町

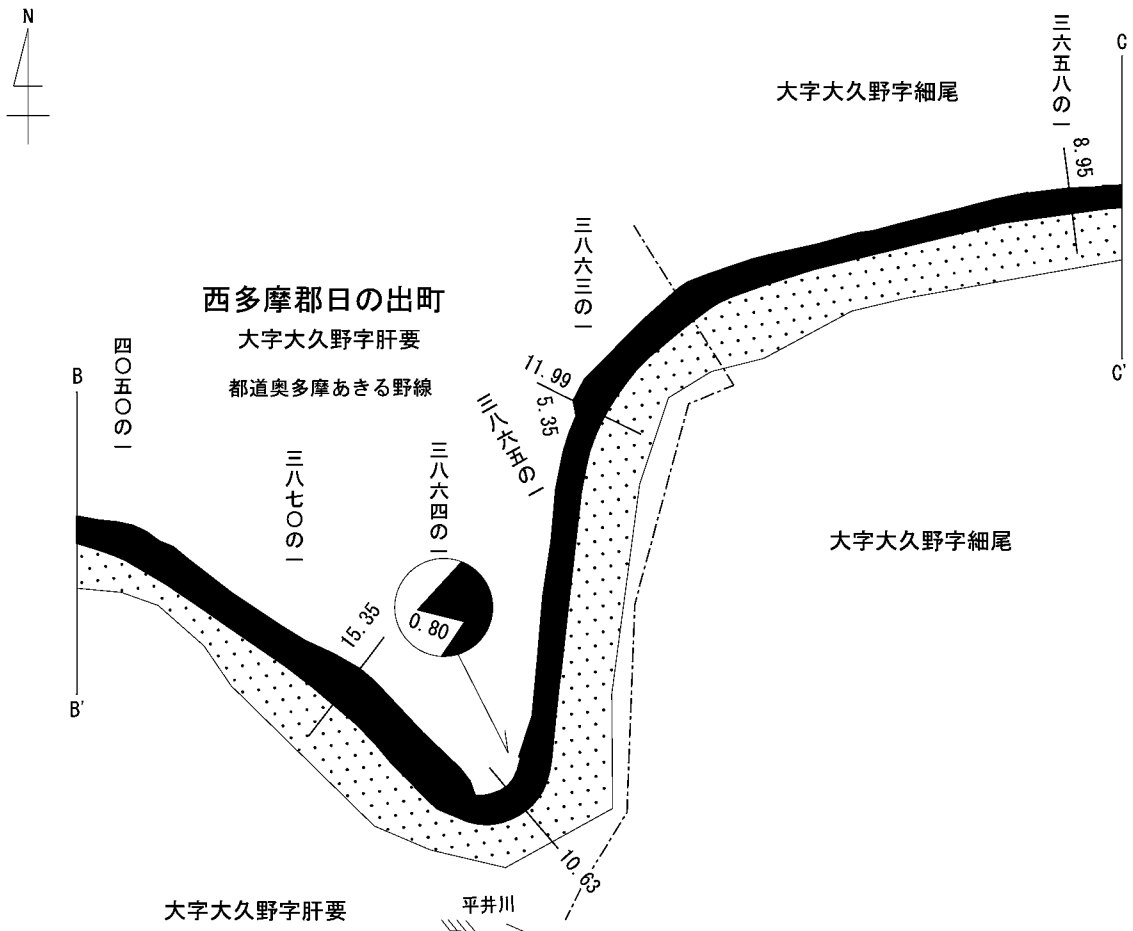
大字大久野字肝要

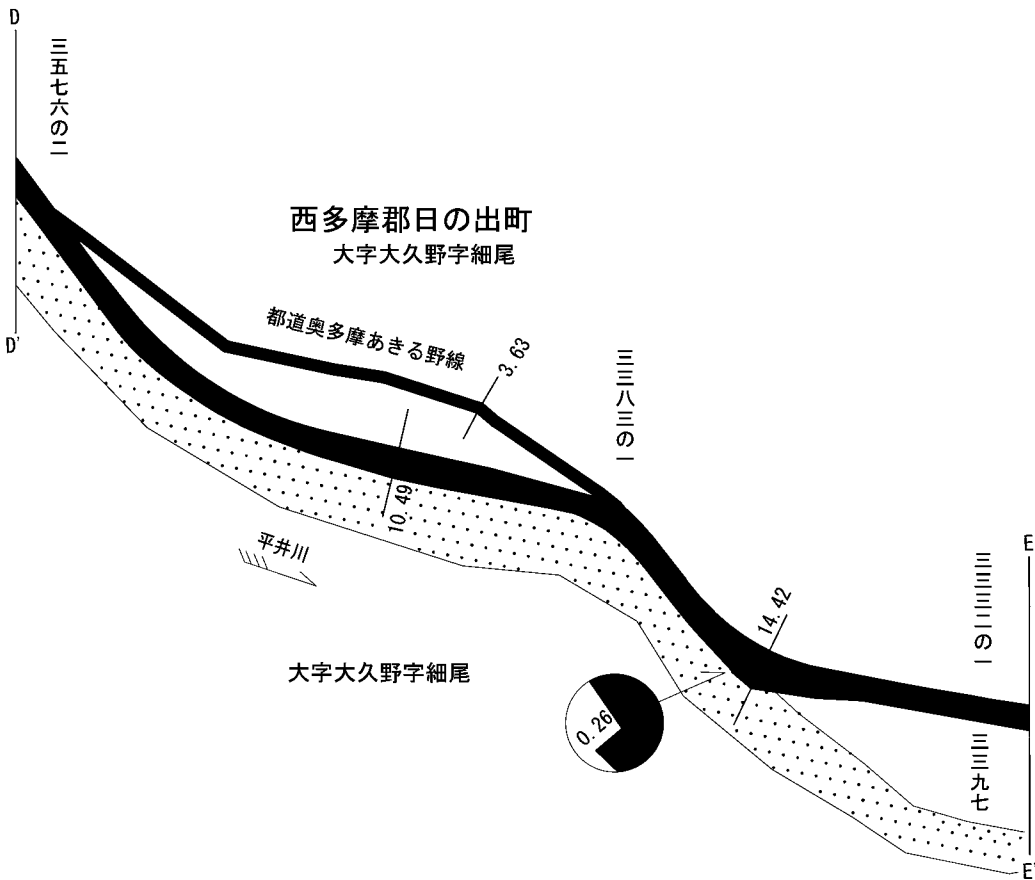
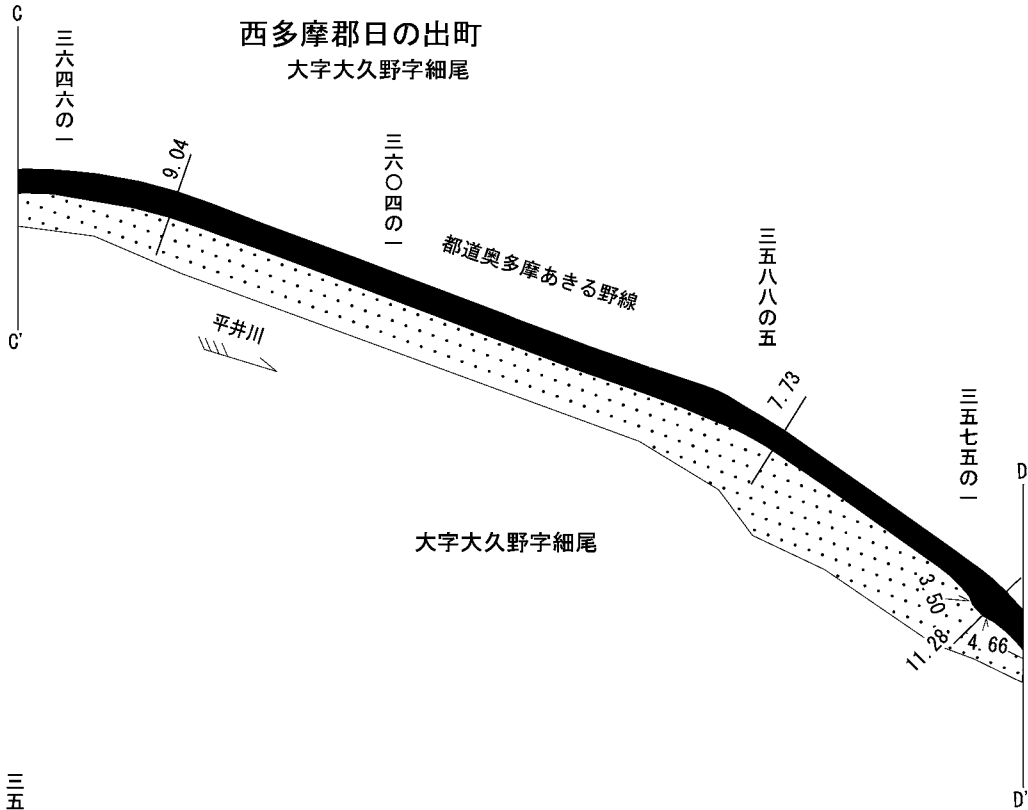


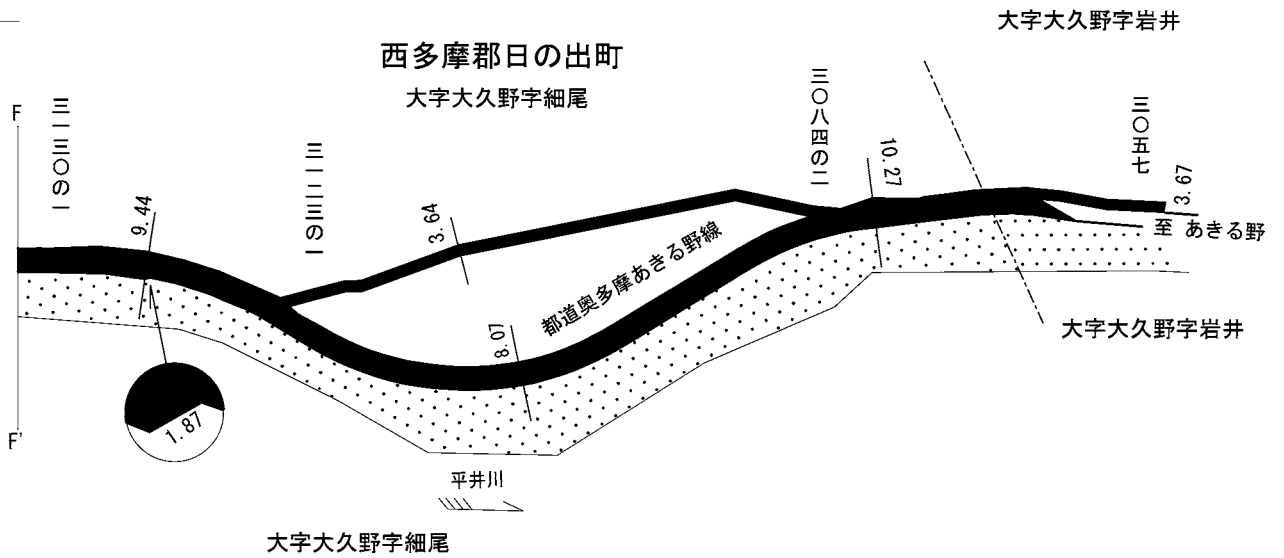
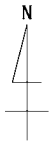
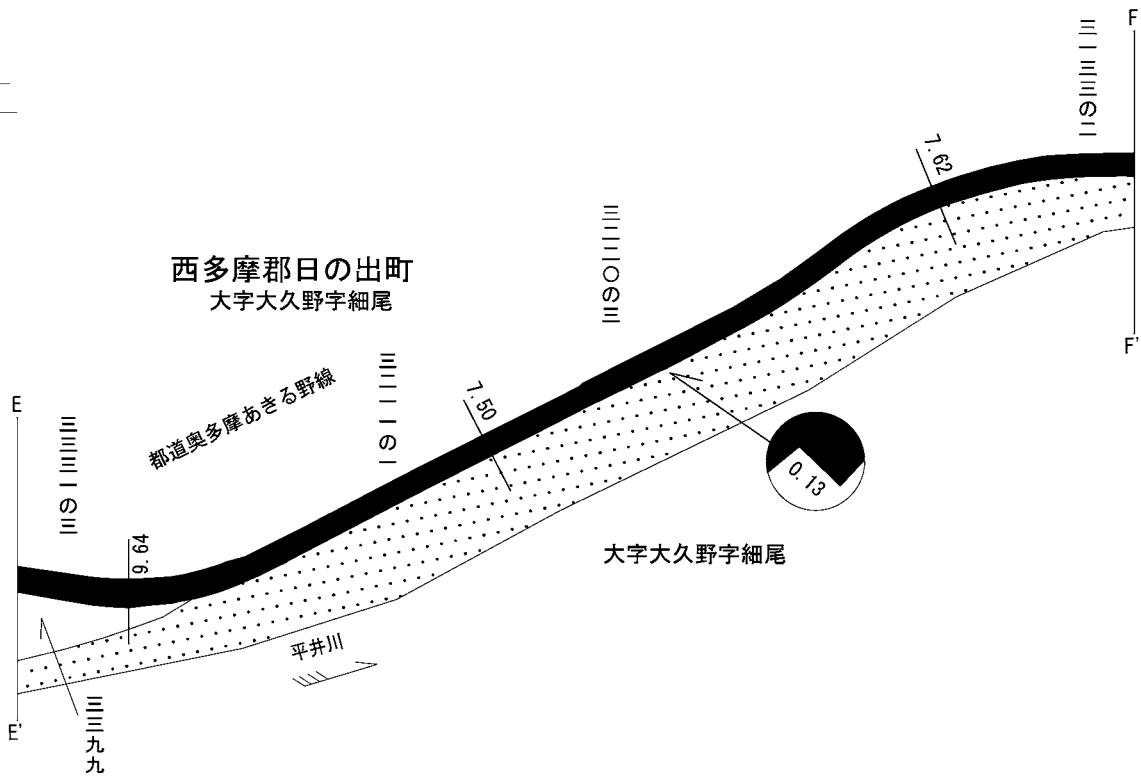
西多摩郡日の出町

大字大久野字肝要

都道奥多摩あきる野線







告示(交)

●交通局告示第九号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

令和三年十二月十七日

東京都交通局長 内 藤 淳

一 記念乗車券の名称

都営地下鉄「冬」のワンデーパス

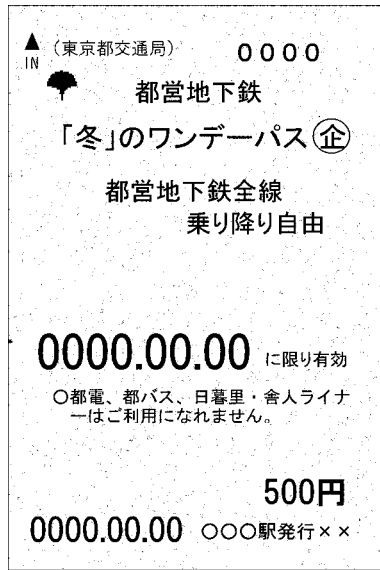
二 記念乗車券の種類及び運賃

東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、

小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

(一) 大人用



(二) 小児用

四 記念乗車券の発売期間

令和三年十二月十八日から令和四年一月十六日までの

東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日とする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができる。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

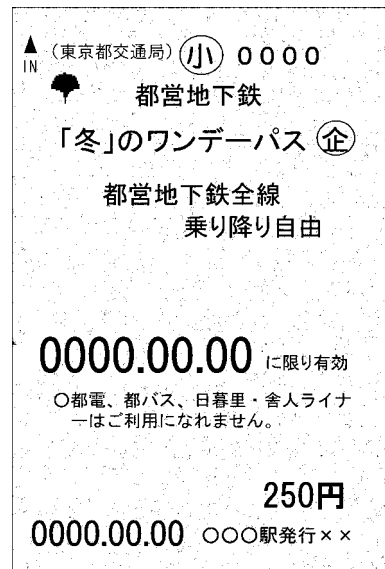
公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年十二月十七日

東京都知事 小 池 百合子



一 名称

特定非営利活動法人ALDの未来を考える会

二 代表者の氏名

本間 利江

三 主たる事務所の所在地

西東京市北町二丁目八番三十四号

四 認定の有効期間

令和三年十一月九日から令和八年十一月八日まで

一 名称

特定非営利活動法人心のおしゃべり音楽工房

二 代表者の氏名

中井 深雪

三 主たる事務所の所在地

世田谷区弦巻二丁目十二番二十八号

四 認定の有効期間

令和三年十一月八日から令和八年十一月七日まで

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により関係区市村から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画地 令和三年九月十日品川区告示第四百八十八号
区計画 東五反田二丁目北地区

東京都市計画土地区画整理事業 令和三年十一月二十六日品川区告示第六百十二号

広町二丁目土地区画整理事業

東京都市計画地区計画 令和三年九月一日荒川区告示第二百九十六号

尾久東部地区地区計画

福生都市計画第一種市街地再開発事業 令和三年九月二十八日福生市告示第百六十九号

福生駅西口地区第一種市街地再開発事業

小笠原都市計画臨港地区 令和二年十一月二十日小笠原村告示第二十五号

二見港臨港地区

小笠原都市計画臨港地区 令和二年十一月二十日小笠原村告示第二十五号

沖港臨港地区

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

東京都知事 小池 百合子

都市計画の種類 都市計画の変更の告示

東京都市計画道路 令和三年十一月二十六日新宿区告示第九百十九号

特殊街路新宿歩行者専用道第四号線

東京都市計画道路 令和三年十一月二十六日新宿区告示第九百十九号

新宿駅北東部地下通路線

東京都市計画公園 令和三年十一月三十日墨田区告示第四百五十二号

墨田第二・二・十七号あずま百樹園

東京都市計画防火地域及び準防火地域 令和三年九月十日品川区告示第四百八十一号

東京都市計画防火地域及び準防火地域 令和三年十一月二十六日品川区告示第六百十一号

東京都市計画生産緑地地区 令和三年十一月十二日世田谷区告示第八百三十八号

東京都市計画公園 令和三年十一月二十五日世田谷区告示第八百六十号

第八・二・三十九号上祖師谷農業公園

東京都市計画生産緑地地区 令和三年十一月一日杉並区告示第五百二十五号

東京都市計画道路 令和三年十一月二十六日杉並区告示第五百八十号

区画街路杉並区画街路第三号線

東京都市計画道路 令和三年十一月二十六日杉並区告示第五百八十一号

区画街路都市高速鉄道西武

鉄道新宿線付属街路第一号線、第二号線、第三号線、第四号線、第十号線及び第十一号線

東京都市計画生産緑地地区 令和三年十月二十六日葛飾区告示第三百五十三号

昭島都市計画地区計画

昭島都市計画地区 令和三年十月二十日昭島市告示第二百三十七号

立川基地跡地

昭島都市計画用途地域 令和三年十月二十日昭島市告示第二百三十八号

昭島都市計画高度地区 令和三年十月二十日昭島市告示第二百三十九号

昭島都市計画防火地域及び準防火地域 令和三年十月二十日昭島市告示第二百四十号

昭島都市計画特別用途地区 令和三年十月二十日昭島市告示第二百四十一号

立川基地跡地

広域行政機能地区

町田都市計画下水道 令和三年十月二十九日町田市告示第二百九十四号

<p>町田市公共下水道 東村山市計画 生産緑地地区 国分寺都市計画 用途地域 国分寺都市計画 防火地域及び準 防火地域 多摩都市計画公園 第八・二・一 号連光寺六丁目公園 西東京都市計画 道路 三・四・二十四号田無駅南 口線 西東京都市計画 防火地域及び準 防火地域 西東京都市計画 用途地域 西東京都市計画 高度地区 西東京都市計画 地区計画 東大生態調和 農学機構周辺 地区地区計画 縦覧場所</p>	<p>令和三年十一月十五日三東村山市告示第 二百三十号 令和三年十月一日国分寺市告示第五百二 十号 令和三年十月一日国分寺市告示第五百二 十一号 令和三年九月六日多摩市告示第四百一 号</p>	<p>東大生態調和 農学機構周辺 地区地区計画 縦覧場所 東京都市整備局都市づくり政策部都市 計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北 側)</p>
<p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 完了した。</p>	<p>令和三年十二月十七日 東京都多摩建築指導事務所長 浅井勉</p>	<p>開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 西東京市谷戸町三丁目二千八 百八十二番一の一部、同番一 地先及び二千八百八十四番一 の 一部 社 代表取締役 大林 竜一</p> <p>許可を受けた者の 住所及び氏名 新宿区西新宿二丁目六番一 号新宿住友ビル三十一階 アグレ都市デザイン株式会 社</p> <p>東京都指定給水装置工事業者の指定について 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第十六条の二 第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者を 次のとおり指定した。 令和三年十二月十七日 東京都水道局長 浜 佳葉子</p>
<p>一〇三三二 株式会社 佐藤 修 八王子市八 木町五番一 号 一〇三三一 株式会社 濱中 達也 羽村市羽中 一丁目五番 八号 一〇三三〇 橋本工業 橋本 政昭 千葉県野田 市尾崎台六 番地の二十 一 一〇三二九 有田建設 有田 城勝 豊島区巢鴨 三丁目三十 四番十号イ ーグル巢鴨 一〇三二八 オフィス 中川 光一 板橋区志村 三丁目十七 番二号三F 会社 一〇三二七 株式会社 宮根 博信 埼玉県川越 市大字大袋 新田七百七 十一番地八 一〇三二六 株式会社 森 崇伸 港区虎ノ門 一丁目三番 一号 一〇三二五 株式会社 佐藤 浩一 中野区大和 町一丁目七 番二号 一〇三二四 株式会社 小林 健二 葛飾区西亀 有三丁目三 十一番十一 号 一〇三二三 キヤリア 向後 清 江戸川区北 小岩二丁目 七 七 設備株式</p>	<p>指定番号 商号 代表者 住所 指定年 月日</p> <p>一〇三三二 K・S設 曾木 進 江戸川区北 令和三年 十一月二 十八番一 号 十八日 社 一〇三三一 株式会社 國生裕治郎 世田谷区尾 同日 山台一丁目 二番二十四 号 七 有明</p>	<p>指定年 月日</p>

会社

一番十六
一三〇四号
ラ・ベルテ
イ小岩

一〇三三
株式会社
鈴木 一弥
三鷹市上連
雀六丁目五
番二号 同日

一〇三三
株式会社
秦 恒明
埼玉県川口
市本町二丁
目二番十五
号 同日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

